

# 電子入札運用基準

(工事、役務及び物品関係)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

平成29年8月

## 目 次

1	入札方式等について	1
(1)	電子入札による参加について	1
(2)	当初から紙入札による参加を認める基準について	1
(3)	電子入札による手続開始後に紙入札への変更 を認める基準について	1
(4)	紙入札へ移行する場合の取扱いについて	1
2	案件登録について	2
(1)	各受付期間等の設定について	2
(2)	公告日又は公示日以降における案件の修正等について	2
(3)	紙入札への切替時の処理について	2
3	技術資料の提出について	2
(1)	使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの 形式の指定について	2
(2)	ファイル圧縮方法の指定について	2
(3)	郵送又は持参を求める基準について	3
(4)	郵送等の方法について	3
(5)	郵送等の場合における提出期限について	3
(6)	ウィルス感染ファイルの取扱いについて	3
4	内訳書の提出について	3
(1)	使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの 形式の指定について	3
(2)	ファイル圧縮方法の指定について	3
(3)	郵送等を求める基準について	3
(4)	郵送等の方法について	4
(5)	郵送等の場合における提出期限について	4
(6)	ウィルス感染ファイルの取扱いについて	4
(7)	内訳書の事前チェック等について	4
5	開札について	4
(1)	入札書の提出等について	4
(2)	紙入札の取扱いについて	4
(3)	再入札手続について	5
(4)	開札等が長引いた場合の入札参加者への連絡について	5
(5)	くじにより落札者の決定を行うこととなった場合の取 扱いについて	5
(6)	入札参加者側の障害により入札書受付締切時間等 を延長する場合の基準及び取扱いについて	5

(7) 発注者側の障害により入札書受付締切時間等 を延長する場合の取扱いについて -----	6
(8) 入札書が未到達である場合の取扱いについて -----	6
(9) 随意契約についての意思確認方法について -----	6
6 公開検証機能における公開について -----	6
7 入札公告等の取扱いについて -----	7
(1) 工事名、役務名又は物品購入等の名称への追記について -----	7
(2) 工事概要、役務概要又は調達内容への追記について -----	7
8 全省庁統一資格により入札参加する場合の手続について -----	7
(1) 提出書類について -----	7
(2) 電子入札登録申請書の記載方について -----	7
(3) 業者番号の通知 -----	8
9 入札参加者のＩＣカード（代表者の権限の委任等）の取 扱いについて -----	8
(1) 電子入札を利用することができるＩＣカードの基準に ついて -----	8
(2) 個別案件における委任の取扱いについて -----	8
(3) 経常ＪＶにおけるＩＣカードの取扱いについて -----	9
(4) 特定ＪＶにおけるＩＣカードの取扱いについて -----	9
(5) ＩＣカードの資格等の確認について -----	9
(6) 受任者との契約締結等について -----	9
(7) ＩＣカードが不正に使用された場合等の取扱いについて -----	10
10 契約担当役のＩＣカードの管理等に関する取扱いについて -----	10
(1) ＩＣカードの登録等 -----	10
(2) 管理者 -----	10
(3) ＩＣカードの管理補助者 -----	10
(4) ＩＣカード等の管理 -----	10
(5) ＩＣカードの破棄 -----	10
(6) 本社報告 -----	11
別紙	
様式 1 紙入札方式参加申請書 -----	12
様式 2 入札方式変更申請書 -----	13
様式 3 提出書類通知書 -----	14
様式 4 競争参加資格喪失届 -----	15
様式 5 電子入札登録申請書 -----	16
様式 6 委任状 -----	17
様式 7 ＩＣカード台帳 -----	18

## 1 入札方式等について

### (1) 電子入札による参加について

契約担当役（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構会計規程（平成 15 年 10 月機構規程第 69 号）第 5 条第 1 項第 1 号に規定する契約担当役をいう。以下同じ。）は、電子入札システムを利用した入札又は見積り合せ（以下「電子入札」という。）により実施する旨を指定した工事（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構工事競争参加者資格確認取扱規程第 1 条に掲げる工事をいう。）若しくは調査、測量、設計等の役務（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構役務競争参加者資格確認取扱規程第 1 条に掲げる役務をいう。）又は物品購入等（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構物品購入等競争参加者資格確認取扱規程第 3 条別表に掲げる物品購入等をいう。）（以下「電子入札対象案件」という。）においては、原則として、従来の紙による入札又は見積り合せ（以下「紙入札」という。）による参加を認めないものとする。

### (2) 当初から紙入札による参加を認める基準について

契約担当役は、電子入札対象案件において、入札（見積り合せを含む。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から、紙入札方式参加申請書（様式 1）が提出されたときは、次の各号に該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。

ア 政府調達に関する協定の適用を受ける案件（WTO 対象案件）において、紙入札による参加を希望する場合

イ 次に掲げる場合その他入札参加者側にやむを得ない事由があると認められる場合

(ア) 電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞又は破損等により使用できなくなり、ICカード再発行の申請（準備）中である場合

(イ) 電子入札導入の準備を行っているが、間に合わなかった場合

### (3) 電子入札による手続開始後に紙入札への変更を認める基準について

契約担当役は、電子入札による手続開始後において、入札参加者から入札方式変更申請書（様式 2）が提出されたときは、次に掲げる条件にすべて該当する場合に限り、当該入札参加者について、これを認めるものとする。

ア 第 1 回目の入札締切通知書発行前であること。

イ 次に掲げる場合その他やむを得ないと認められる事由により電子入札の続行が不可能であること。

(ア) システム障害により締切りに間に合わない場合

(イ) ICカードが失効、閉塞又は破損等により使用できなくなった場合

ウ 全体の入札手続に影響がないと認められること。

### (4) 紙入札へ移行する場合の取扱いについて

契約担当役は、前号の規定により紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、紙入札により入札に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として速やかに登録するものとし、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては電子入札に関する作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱うこととし、別途の手続による交付又は受領等を要しないものとする。

## 2 案件登録について

### (1) 各受付期間等の設定について

ア 入札書（見積書を含む。以下同じ。）受付締切予定日時は、開札予定日時の前日又は前々日を設定するものとする。

イ 工事費内訳書又は入札価格内訳書（以下「内訳書」という。）の開封予定日時は、4（7）に規定する事前チェック等に要する時間を勘案の上、時間設定をするものとする。

ウ その他の期間等の設定に当たっては、各入札方式とも紙入札における運用に準じて設定するものとする。

### (2) 公告日又は公示日以降における案件の修正等について

公告日又は公示日以降において、案件登録情報のうち、所在地、品目区分、入札方式、工種区分、落札方式、評価項目名称、工事／コンサル／物品区分又は内訳書提出の有無について錯誤が認められた場合には、次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

ア 錯誤案件に対して技術資料等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

（修正例：受付開始日時 13：00 同締切日時 13：01）

イ 件名に「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」等と追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に明示する。

ウ 改めて新規の案件として登録する。

エ 既に技術資料の提出があった入札参加者に対しては、確実な方法により連絡を行い、改めて登録した案件に対して技術資料を送信するように依頼する。

### (3) 紙入札への切替時の処理について

発注者側に障害が発生し、復旧の見込みがない等の止むを得ない事情により、契約担当役が、当該電子入札対象案件について電子入札から紙入札へ切り替えるに至った場合には、当該案件名に「（紙入札へ移行）」と追記変更し、以後、当該案件にかかる電子入札による手続を行わないこととする。

## 3 技術資料の提出について

### (1) 使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式の指定について

契約担当役は、技術資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式について、次のいずれかを指定するものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	使用アプリケーションソフト	保存するファイルの形式
1	Microsoft Word	Word2007 形式以上 2010 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2007 形式以上 2010 形式以下での保存
3	その他のアプリケーション	・ PDF ファイル（Acrobat9.0 形式以上で作成したもの） ・ 上記に加え特別に認めたファイル形式

### (2) ファイル圧縮方法の指定について

契約担当役は、ファイル圧縮を認める場合、LZH形式又はZIP形式を指定するものとし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(3) 郵送又は持参を求める基準について

契約担当役は、入札参加者の技術資料の容量が2MBを超える場合、原則として郵送又は持参（以下「郵送等」という。）による提出を求めるものとする。

また、契約担当役は、当該電子入札対象案件の特性等を考慮の上、すべての入札参加者に対して郵送等による提出を求めることができるものとする。

(4) 郵送等の方法について

ア 契約担当役は、郵送等の方法により技術資料の提出を求める場合、必要書類の一式を郵送等により提出させるものとし、一式書類を郵送等による方法と電子入札システムによる方法により分割して提出することは認めないものとする。また、郵送等の方法による提出を求めた場合、契約担当役は、入札参加者に対して電子入札システムにより提出書類通知書（様式3）の送信を求めるものとする。

イ 契約担当役は、郵送による提出を認める場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用させるものとし、郵送等された技術資料を受領した場合、速やかに電子入札システムによる受付票の発行を行うものとする。

(5) 郵送等の場合における提出期限について

郵送等の方法による場合の提出期限は、電子入札システムの締切りの日時と同一とする。

(6) ウィルス感染ファイルの取扱いについて

契約担当役は、入札参加者から提出された電子ファイルによる技術資料がウィルスに感染していることが判明した場合、当該入札参加者に対してウィルスに感染している旨を直ちに電話等により連絡し、技術資料の再提出の方法について協議するものとする。

この場合において、郵送等の方法による技術資料の再提出が行われた場合、契約担当役は、郵送等された技術資料の受領確認後、電子入札システムにより受付票の発行を行うものとする。

なお、電子ファイルによる技術資料の再提出は、契約担当役において当該入札参加者が完全にウィルス駆除が行えると判断できた場合に限り許可するものとする。

4 内訳書の提出について

(1) 使用アプリケーションソフト及び保存するファイルの形式の指定について

契約担当役は、内訳書の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式について、次のいずれかを指定するものとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

番号	使用アプリケーションソフト	保存するファイルの形式
1	Microsoft Word	Word2007形式以上 2010形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2007形式以上 2010形式以下での保存
3	その他のアプリケーション	・ PDF ファイル（Acrobat9.0形式以上で作成したもの） ・ 上記に加え特別に認めたファイル形式

(2) ファイル圧縮方法の指定について

契約担当役は、ファイル圧縮を認める場合、LZH形式又はZIP形式を指定するものとし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(3) 郵送等を求める基準について

契約担当役は、内訳書の容量が2MBを超える場合、原則として郵送等による提出を求めるものとする。

また、契約担当役は、当該電子入札対象案件の特性等を考慮の上、すべての入札参加者に対して郵送等による提出を求めることができるものとする。

(4) 郵送等の方法について

ア 契約担当役は、郵送等の方法により内訳書の提出を求める場合、必要書類の一式を提出させるものとし、一式書類を郵送等による方法と電子入札システムによる方法により分割して提出することは認めないものとする。また、郵送等の方法による提出を求めた場合、契約担当役は、入札参加者に対して、入札書の添付書類として、電子入札システムにより提出書類通知書（様式3）の送信を求めるものとする。

イ 郵送に当たって、入札参加者は、郵便書留等の配達記録が残るものを利用しなければならないものとする。

ウ 内訳書の提出方法等は、次のとおりとする。

(ア) 封筒は、二重封筒とする。

(イ) 表封筒に内訳書在中の旨を朱書する。

(ウ) 中封筒に内訳書を入れ、その表に入札件名を表示する。

(エ) 内訳書等は、契約担当役において、開札まで厳重に保管する。

(5) 郵送等の場合における提出期限について

郵送等の方法による場合の提出期限は、電子入札システムの入札書受付締切日時と同一とする。

(6) ウィルス感染ファイルの取扱いについて

契約担当役は、入札参加者から提出された電子ファイルによる提出書類がウィルスに感染していることが判明した場合、当該入札参加者に対してウィルスに感染している旨を直ちに電話等により連絡し、当該書類を郵送等の方法により再提出するよう指示するものとする。

(7) 内訳書の事前チェック等について

契約担当役は、開札日前日又は前々日の入札書受付締切時間後に内訳書のチェックをすることができるものとする。

この場合において、事前に印刷出力した内訳書は、内容が対外的に漏洩することがないように、開札時間まで善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

5 開札について

(1) 入札書の提出等について

契約担当役は、入札参加者から入札書受付締切時間までに入札書を提出させるものとし、提出された入札書の引換え、変更又は取消しを認めないものとする。ただし、入札書提出後、配置予定技術者が配置できなくなった等、競争参加資格を喪失したと認められる場合は、開札までの間は競争参加資格喪失届（様式4）を受け付け無効の扱いとする。この場合、入札状況登録において、無効とした入札参加者にチェックを入れ、当該入札書は、開札しないものとする。

(2) 紙入札の取扱いについて

電子入札において、紙入札業者がいる場合には、入札執行時に、入札書を提出させ、当該入札書の記載金額を電子入札システムに登録後、開札を行うものとする。

(3) 再入札手続について

契約担当役は、開札した場合において落札者がいないときは、再度入札の手続に十分な時間が確保できるよう考慮の上、再度の入札書又は見積書（以下「再入札書等」という。）の受付時間を設定するものとする。ただし、すべての再入札書等の提出を確認できれば直ちに開札する旨を再入札通知書又は見積依頼通知書に明記した場合において、すべての再入札書等の提出を確認したときは、直ちに開札することができるものとする。

(4) 開札等が長引いた場合の入札参加者への連絡について

契約担当役は、開札予定時間から落札決定通知書又は再入札通知書等の発行までの手続が著しく遅延する状況等が生じた場合、必要に応じて入札参加者に対し、電子入札システムによる進行状況について情報提供を行うものとする。

(5) くじにより落札者の決定を行うこととなった場合の取扱いについて

契約担当役は、落札となるべき同価格（総合評価方式の場合は、価格を評価値に置き換えるものとする。以下同じ。）の入札をした者が2者以上ある場合においては、直ちに、電子入札システムにおけるくじ機能を用い、入札書に記入されたくじ入力番号により決まるくじ番号によりくじを実施し、落札決定通知書を発行するものとする。

ただし、紙入札業者については、発注者側が当該紙入札業者のくじ番号を「111」として電子入札システムに登録する。

また、落札となるべき同価格の入札をした者のすべてが紙入札業者の場合は、保留通知書を送信することなく、その場でくじを実施の上、落札者を決定するものとする。

(6) 入札参加者側の障害により入札書受付締切時間等を延長する場合の基準及び取扱いについて

ア 契約担当役は、入札参加者から入札参加者側の障害により電子入札に参加できない旨の連絡があった場合は、障害の内容及び復旧の可否について調査確認を行うものとする。この場合において、直ちに障害を復旧することが困難と判断され、かつ、次に掲げる事項に該当する障害等により、複数の入札参加者が参加できない場合には、原則として、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行うことができるものとする（なお、電子入札による手続開始後に紙入札への変更を認める基準については、1(3)参照。）。

(7) 天災

(イ) 広域停電又は地域的停電

(ロ) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害

(ハ) その他時間延長が妥当であると認められる場合（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等入札参加者の責に帰すべき事由による障害と認められる場合を除く。）

イ 契約担当役は、変更後の開札予定時間を直ちに決定できない場合、入札参加者に対して仮の日時を入力した日時変更通知書を送信するものとする。この場合において、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度日時変更通知書を送信する旨の記



載を行うものとする。

- ウ 契約担当役は、正式な開札日時が決定した場合、入札参加者に対し、再度日時変更通知書を送信するものとする。
  - エ 契約担当役は、イ又はウのいずれの場合においても、当該変更通知書を電子入札システムにより送信できない場合、電話又はFAX等により対応するものとする。
- (7) 発注者側の障害により入札書受付締切時間等を延長する場合の取扱いについて
- ア 契約担当役は、発注者側にシステム障害等が発生した場合において、復旧の見込みがある場合、入札書受付締切予定時間及び開札予定時間の変更（延長）を行い、復旧の見込みがない場合、電子入札から紙入札へ切り替えるものとする。
  - イ 契約担当役は、復旧の見込みはあるが、変更後の開札予定時間を直ちに決定できない場合、入札参加者に対し、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信するものとする。この場合において、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書を送信する旨の記載を行うものとする。
  - ウ 契約担当役は、正式な開札日時が決定した場合、入札参加者に対し、再度変更通知書を送信するものとする。
  - エ 契約担当役は、イ又はウのいずれの場合においても、当該変更通知書を電子入札システムにより送信できない場合、電話、FAX等により対応するものとする。
- (8) 入札書が未到達である場合の取扱いについて
- 入札書受付締切時間到来後において、入札書が電子入札サーバに未到達であり、かつ当該入札参加者から(6)アに規定する連絡等がない場合、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなすものとする。
- (9) 随意契約についての意思確認方法について
- ア 契約担当役は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成15年10月機構規程第78号)第40条第1項に規定する随意契約(以下「不落随契」という。)へ移行する場合の取扱いについて、あらかじめ入札説明書等に次に掲げる内容を記載することにより入札参加者に周知するものとし、さらに、不落随契移行時に電子入札システムにより送信するメールにも同じ内容を記載するものとする。
    - (ア) 見積書を提出する意思のある者は、見積書の提出を行うこと。
    - (イ) 見積書を提出する意思のない者は、辞退届を送信しなければならないこと。
    - (ウ) 何ら意思表示のない者は、見積書を提出する意思のない者とみなすこと。
  - イ 不落随契に伴う見積依頼通知書は、原則として前回の入札に参加したすべての入札参加者に対して送信するものとする。
- 6 公開検証機能における公開について
- 電子入札システムに登録された案件の事前公開情報、入札結果及び随意契約情報を公開することにより入札の公正性の向上を図る公開検証機能については、入札参加者への公開を原則とする。
- なお、指名取消しとなった入札参加者の情報については、非公開として取り扱うものとする。

## 7 入札公告等の取扱いについて

契約担当役は、電子入札対象案件である旨を入札参加希望者に明示するため、電子入札対象案件の入札公告等の本文に次のとおり記載するものとする。

### (1) 工事名、役務名又は物品購入等の名称への追記について

工事又は役務については、案件名の末尾に「〇〇、〇〇トンネル他1箇所（電子入札対象案件）」又は「〇〇、〇〇高架橋詳細設計（電子入札対象案件）」等、物品購入等については物品購入等の名称及び数量の末尾に「〇〇 〇〇m、〇〇 〇〇個（電子入札対象案件）」等と追記することにより、当該案件が電子入札対象案件である旨を明示する。

### (2) 工事概要、役務概要又は調達内容への追記について

工事概要、役務概要又は調達内容には、次の事項を追記するものとする。

「本件（工事・役務・物品購入等）は、入札及び提出資料を電子入札システムにより実施する対象案件である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札に変更することができる。」

## 8 全省庁統一資格により入札参加する場合の手続について

### (1) 提出書類について

理事長及び地方機関の長は、国の各省各庁における「物品の製造・販売等」に係る一般競争（指名競争）入札の入札参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）により当機構の競争に参加しようとする者（以下「全省庁統一資格利用者」という。）がいる場合には、当該全省庁統一資格利用者が最初に参加しようとする電子入札の手続が開始される前までに次の書類を提出させるものとする。

ア 電子入札登録申請書（様式5）

イ 当該年度を有効期間とする全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

### (2) 電子入札登録申請書の記載方について

ア「1. 郵便番号」は、本店（本社）住所の郵便番号を記入するものとする。

イ「2. 住所」は、都道府県名から記入するものとする。丁目、番地、番号は「ー（ハイフン）」により省略して記入するものとする。また、ビル名等は記入しない。

ウ「3. 商号又は名称」の「株式会社」等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いて記入するものとする。

種 類	略号	種 類	略号
株 式 会 社	（株）	有 限 会 社	（有）
合 資 会 社	（資）	合 名 会 社	（名）
協 同 組 合	（同）	協 業 組 合	（業）
企 業 組 合	（企）	合 同 会 社	（合）
經常建設共同企業体	（共）	有限責任事業組合	（責）
一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）
公益財団法人	（公財）	公益社団法人	（公社）
特例財団法人	（特財）	特例社団法人	（特社）

エ 「7. 添付書類」の「平成 . . . 年度」には当該年度を有効期間とする全省庁統一資格の有効期間を記載するものとする。

(3) 業者番号の通知

理事長及び地方機関の長は、上記(1)の提出があった場合には、事業者ごとに固有の業者番号を記した業者番号通知書を発行し、事業者に通知するものとする。

9 入札参加者のＩＣカード（代表者の権限の委任等）の取扱いについて

(1) 電子入札を利用することができるＩＣカードの基準について

電子入札を利用することができるＩＣカードは、競争参加資格確認書に記載されている者、上記8(3)の業者番号通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は当該代表者から入札及び見積りに関する権限並びに契約締結に関する権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）のＩＣカードに限るものとする。

なお、契約担当役は、受任者による電子入札の利用について、次に規定する年間委任状が提出されている場合に限りこれを認めるものとする。

ア 提出先について

年間委任状は、原則として、各契約担当役毎に提出を求めるものとする。

イ 提出時期について

年間委任状は、当該入札参加希望者が最初に参加しようとする電子入札の手続が開始される前までに提出させるものとする。

入札手続途中における提出は認めないものとする。

ウ 年間委任状の内容

(ア) 権限について

代表者から受任者に対して、入札及び見積りに関する権限並びに契約締結に関する権限が委任されていないなければならない。

(イ) 復代理人について

電子入札においては、復代理（(3)及び(4)の受任者に対する経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）又は特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の構成会社の代表者からの復代理を除く。）は認めないものとする。

(ウ) 代表者等の変更について

委任期間内に代表者若しくは受任者に変更があった場合又は受任者のＩＣカードについて有効期限満了等による変更若しくは追加があった場合には、その変更内容について、年間委任状を提出した契約担当役に対して速やかに書面による提出を求めるものとする。

エ 年間委任状の提出方法について

年間委任状（様式6）には、受任者のＩＣカードの企業情報登録画面を印刷したものの添付を求めるものとする。

オ 年間委任状の委任期間

委任期間は、競争参加資格又は全省庁統一資格の有効期限を限度とする。

(2) 個別案件における委任の取扱いについて

契約担当役は、電子入札の利用において、原則として、個別案件における委任を認めな

いものとする。ただし、開札までの間に代表者又は受任者のＩＣカードが、代表者の変更、有効期限の満了等の理由により失効することが確実な場合には、個別案件における委任を認めることができるものとする。

(3) 経常ＪＶにおけるＩＣカードの取扱いについて

電子入札を利用することができるＩＣカードは、経常ＪＶの代表会社の代表者（競争参加資格確認書に記載されている者）又は(1)の規定に基づく受任者のＩＣカードとする。

また、経常ＪＶの応札に当たっては、構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札及び見積りに関する権限並びに契約締結に関する権限についての年間委任状又は個別案件についての委任状の提出を必ず求めるものとする。

通常指名競争入札における経常ＪＶの取扱いについては、経常ＪＶとして認識ができるよう、指名通知書作成の際に、経常ＪＶの名称を入力するものとする。

(4) 特定ＪＶにおけるＩＣカードの取扱いについて

電子入札を利用することができるＩＣカードは、特定ＪＶの代表会社の代表者（競争参加資格確認書に記載されている者）又は(1)の規定に基づく受任者のＩＣカードとする。

また、特定ＪＶの応札に当たっては、個別案件ごとに特定ＪＶの構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札及び見積りに関する権限並びに契約締結に関する権限についての委任状の提出を求めるものとする。

なお、(1)の規定に基づく支店長等の受任者が特定ＪＶを結成している場合においては、特定ＪＶの構成会社の受任者から代表会社の受任者に対する入札及び見積りに関する権限並びに契約締結に関する権限について委任されている個別案件の委任状であっても、これを認めるものとする。

(5) ＩＣカードの資格等の確認について

契約担当役は、参加申請等のあった入札参加希望者について、当該入札参加希望者の商号又は名称及びＩＣカードの名義人氏名により競争参加資格の有無を確認するものとする。

以上の確認は、(1)に規定する当該入札参加希望者の代表者又は受任者であるか否かを照合することにより行うものとし、当該入札参加希望者について入札及び見積りに関する権限を有しないことが確認された場合、契約担当役は、当該入札参加希望者に電話等によりその旨を通知するものとする。この場合において、当該入札参加者が次の方法を採用しない場合、契約担当役は、当該電子入札対象案件への参加を認めないものとする。

ア 代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、再度参加申請等を行う。

イ 代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードがない場合、紙入札による参加を申請する。

(6) 受任者との契約締結等について

代表者のＩＣカードにより入札に参加し、落札した場合においては、契約担当役は、代表者又は代表者からの委任状により契約権限の委任を受けた者と契約を締結することができる。

受任者のＩＣカードにより入札に参加し、落札した場合において、契約担当役は、原則として、当該入札に参加した受任者又は代表者と契約を締結することができる。

(7) ICカードが不正に使用された場合等の取扱いについて

ア 契約担当役は、入札参加者が次に掲げる場合その他ICカードの不正使用(以下「不正使用等」という。)をした場合、当該入札参加者の指名を取り消す等の方法により当該入札への参加を認めないことができるものとする。

(ア) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合

(イ) 代表者が変更されているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加した場合

(ウ) 同一案件に対し、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合

イ 契約担当役は、落札決定後契約締結前において、不正使用等が判明した場合、契約締結を行わないことができるものとする。

ウ 契約担当役は、契約締結後に不正使用等が判明した場合、着手した工事の進捗状況等を考慮の上、当該契約を解除するか否かを判断するものとする。

10 契約担当役のICカードの管理等に関する取扱いについて

(1) ICカードの登録等

ア 契約担当役は、ICカードの発行又は再発行を受けたときは、ICカード台帳(様式7)に、必要事項を登録しなければならない。

イ 契約担当役は、アの登録を終えたときは、速やかにICカードの管理者(以下「管理者」という。)に交付するものとする。

(2) 管理者

ア 管理者は、本社にあっては工事契約監理課長(工事及び役務に限る。)及び会計課長(物品購入等に限る。)、地方機関にあっては契約担当課長とする。

イ 管理者は、ICカードの管理について責任を負わなければならない。

(3) ICカードの管理補助者

ア ICカードの管理補助者(以下「管理補助者」という。)は、本社にあっては工事契約監理課担当職員(工事及び役務に限る。)及び会計課契約担当職員(物品購入等に限る。)、地方機関にあっては契約担当職員とする。

イ 管理補助者は、管理者の命を受けて、ICカードの管理に関する事務を行うものとする。

(4) ICカード等の管理

ア 管理者又は管理補助者は、ICカードが盗難、盗用、紛失等のないように厳重に管理しなければならない。

イ 管理者又は管理補助者は、ICカード台帳を厳重に管理し、記載事項が第三者に漏れることのないよう取り扱わなければならない。

ウ 管理者は、アに掲げる事故があったときは、当該事項について直ちに契約担当役に報告しなければならない。

(5) ICカードの破棄

ア 管理者は、ICカードが不用となったとき、又は失効、閉塞、破損等により使用できなくなったときは、当該ICカードを契約担当役に返納しなければならない。

イ 契約担当役は、アにより管理者から I Cカードの返納を受けた場合は、当該 I Cカードを破壊し破棄するとともに、I Cカード台帳に破棄事由その他必要事項を登録しなければならない。

(6) 本社報告

地方機関の契約担当役は、(1)により I Cカード台帳に登録した場合又は(4)ウの報告を受けた場合は、これを本社事業監理部長に報告しなければならない。

様式 1

平成 年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

〇〇支社長 〇〇 〇〇 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

### 紙入札方式参加申請書

下記 1 の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては下記 2 の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきたく申請いたします。

#### 記

1 案件名

2 電子入札システムを利用しての参加ができない理由

-----  
上記について承認します。

平成 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

〇〇支社長 〇〇 〇〇 印

様式 2

平成 年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

〇〇支社長 〇〇 〇〇 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

### 入札方式変更申請書

下記 1 の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては下記 2 の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式への変更について承諾いただきたく申請いたします。

#### 記

1 案件名

2 電子入札システムを利用しての参加ができない理由

-----

上記について承認します。

なお、次の事項について留意願います。

- 1 紙入札業者として速やかに登録すること。
- 2 紙入札業者としての登録後においては、電子入札に関する作業を行わないこと。

平成 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

〇〇支社長 〇〇 〇〇 印



様式3

平成 年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

〇〇支社長 〇〇 〇〇 殿

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

## 提出書類通知書

入札参加に必要な下記の書類について別途提出しますので通知します。

### 記

1 案件名

2 提出書類目録

3 提出書類ページ数

4 提出方法 持参 郵送 (どちらかに○をつける)

5 発送年月日 (持参予定年月日)

(注) 提出書類目録は、競争参加資格確認申請書、共同企業体協定書、工事費内訳書など個別に記載すること。

様式 4

平成 年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役

〇〇支社長 〇〇 〇〇 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

### 競争参加資格喪失届

下記 1 の案件は、電子入札システムにより既に入札書を提出してありますが、今回は当社において下記 2 の理由によりその参加資格を喪失したのでお届けします。

記

1 案件名

2 資格喪失理由

3 資格喪失年月日

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

理事長（地方機関の長） ○○ ○○ 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

## 電子入札登録申請書

物品購入等に係る電子入札に全省庁統一資格をもって参加したいため、下記の内容により登録を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

1. 郵便番号
2. 住所（漢字）
3. 商号又は名称（漢字及びふりがな）
4. 代表者役職
5. 代表者氏名
6. 代表電話番号
7. 添付書類

平成 ・ ・ 年度を有効期間とする全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し

連絡先 担当部署

氏 名

電話番号

E-mail

様式 6

委 任 状

わたくしは、○県○郡○町○丁目○番地○○会社○○○○支店長○○を代理人と定め、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構○○支社長殿との間における ○年 4 月 1 日から○年 3 月 31 日までの間に締結する契約について、下記の権限を委任します。

記

委任事項（例）

- 1 入札及び見積りに関する一切の件
- 2 契約の締結に関する一切の件
- 3 . . . . .に関する一切の件
- 4 . . . . .に関する一切の件
- 5 その他前各号に付随する一切の件

受任者使用印章	印
---------	---

平成 年 月 日

○県○郡○町○番地  
○○○○株式会社  
取締役社長 ○ ○ 印

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

契約担当役 ○○支社長 殿

（備考） 1 この委任状に使用する印章について法人にあっては登記所、法人以外のものにあつては都庁、区市役所、町村役場等の発行する印鑑証明書及びその写各 1 通を添付するものとする。

2 受任者の IC カードの企業情報登録画面を印刷したものを添付するものとする。

## I C カード台帳

支社等 \_\_\_\_\_

職責名称(漢字)		
職責名称(英字)		
有効期間	開始日	
	終了日	
カード番号		
P I N 番号		
認証局名称		
破棄	破棄事由	
	使用停止日	
	破棄日	
	I C カード管 理者確認印	
備 考		